

横須賀石炭火力発電所行政訴訟  
口頭弁論意見陳述  
(スライド)

アセスの簡略化について

令和5年7月20日

控訴人代理人 弁護士 千葉恒久

# アセスの簡略化の要件

## 【合理化ガイドライン】(甲2・3頁)

### 1 環境影響の低減(現状非悪化)

「火力発電所リプレースのうち、本ガイドラインがその対象とするものは、リプレース後に、発電所からの温室効果ガス排出量、大気汚染物質排出量、水質汚濁物質排出量及び温排水排出熱量の低減が図られる(温室効果ガス排出量以外の項目については現状非悪化となる場合も含む。)事業(・・・)であって、かつ、対象事業実施区域が既存の発電所の敷地内又は隣接地に限定される等により、土地改変等による環境影響が限定的となり得る事業である。」

### 2 適切な設備利用率の設定による新旧排出量の比較 (甲2・15頁)

「排出量の年間値は、リプレース前については当該発電所の運用経歴を考慮の上、適切な設備利用率を設定し、リプレース後については想定し得る最大の設備利用率を用いて算出する。なお、「適切な設備利用率」は以下のことを考慮して個別に判断する。

・・・個別発電所ごとに事業者が設定し、その設定根拠を明らかにするものとする。」

# 事業者は旧施設の稼働率を「71.3%」として新旧の排出量を比較した

第 10.2-4 表 リプレース前後の排出濃度及び排出量の比較

項目		既設稼働時（現状） （リプレース前）	新設稼働時（将来） （リプレース後）	
排出濃度	硫黄酸化物（ppm）	3～4号機：90 5～8号機：84 2号ガスタービン：29	14	
	窒素酸化物（ppm）	3～5号機：95 6～7号機：100 8号機：20 2号ガスタービン：15	15	
	ばいじん（mg/m <sup>3</sup> N）	3～8号機：20 2号ガスタービン：5	5	
排出量	1時間値	硫黄酸化物（m <sup>3</sup> N/h）	494.2	58
		窒素酸化物（m <sup>3</sup> N/h）	482.7	66
		ばいじん（kg/h）	147	22
	年間値	硫黄酸化物（t/年）	約 4,142	約 617
		窒素酸化物（t/年）	約 5,942	約 1,009
		ばいじん（t/年）	約 877	約 164

注：1. 排出濃度、排出量は定格運転時の値である。

2. 既設稼働時（現状）の年間の排出量は、「合理化GL」の15頁に示されている「適切な設備利用率」の設定にあたって考慮すべき事項1～4のうち、1～3はいずれも該当しないため、4を採用した。なお、4の「過去の当該発電所の最大設備稼働率」については、横須賀火力発電所における既設発電設備利用率の年平均値が最大であった71.3%とした。

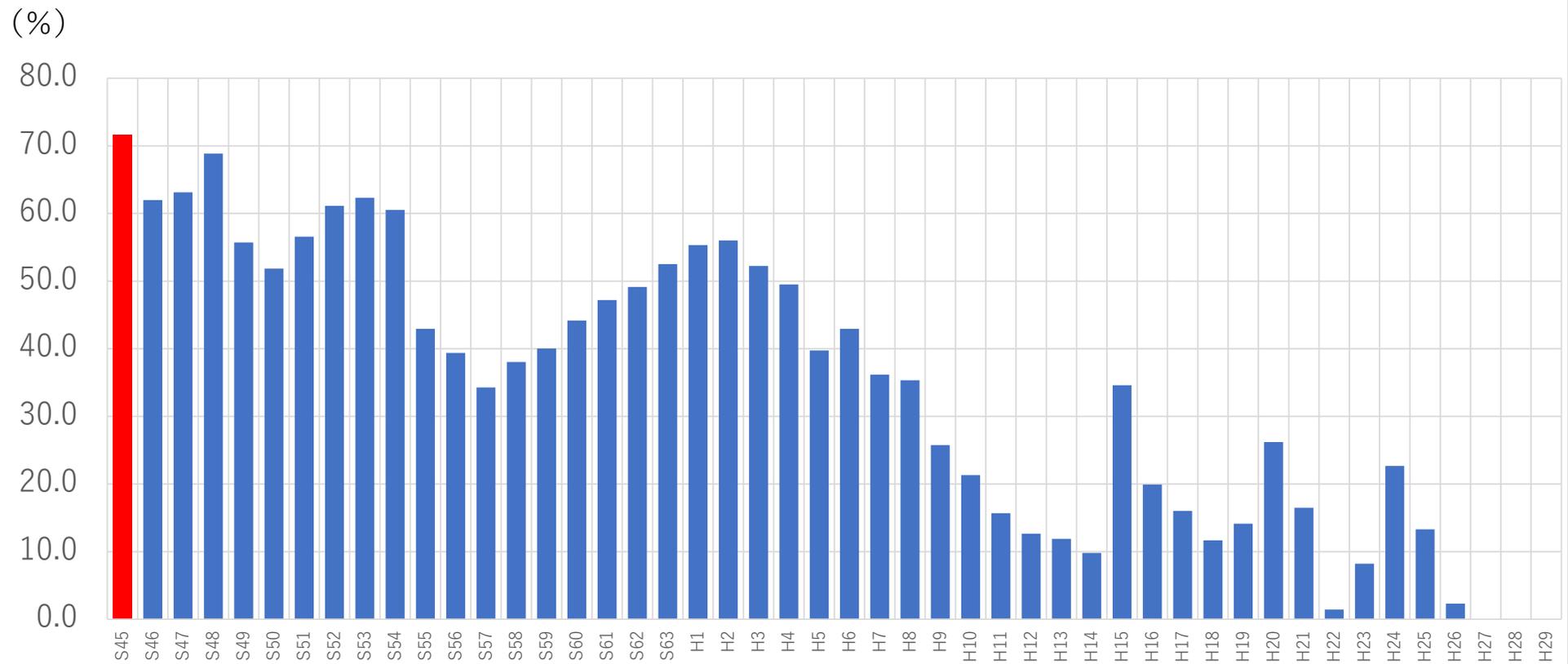
<「合理化GL」抜粋>

- 過去に環境影響評価を実施している発電所については、環境影響評価で評価した年間排出量（設備利用率）とする。
- 地元自治体との協定等により年間排出量の上限を規定している発電所については、その設定根拠を把握のうえ、協定値とする。
- 需給バランスや燃料価格等から明らかに低稼働率となっている発電所については、設備能力等の計画稼働率で評価する。
- 上記以外については、過去の当該発電所の最大設備利用率から年間排出量を算出する等の手段により個別発電所ごとの事業者が設定し、その設定根拠を明らかに示すこととする。

(乙8・486頁)

なお、硫黄酸化物の年間値は後日修正された（既設稼働時、新設稼働時とも2倍の排出量に修正。甲166）。左の表は修正前のものである。

# 昭和45年の汚染物質排出量との比較をもとに「低減」とした



旧石油火力発電所の稼働率（原告準備書面13・19頁）

## 現実の環境影響からかけ離れた比較（温排水）

- 温排水による環境影響に関する以下の比較も、旧発電所の3～8号機がフル稼働していることを前提に算出している。

「旧発電所 640℃・m<sup>3</sup>/s

新発電所 399℃・m<sup>3</sup>/s」

- 旧発電所3・4号機の稼働だけを前提とすると以下の排出量になる

「旧発電所 214℃・m<sup>3</sup>/s」

- 稼働の低迷で、温排水の排出量（絶対値）も大きく減少していた。

第2.2-15表 復水器の冷却水に関する事項

項目	単位	既設稼働時 (現 状)						新設稼働時 (将 来)		
		3号機	4号機	5号機	6号機	7号機	8号機	2号ガス タービン	新1号機	新2号機
冷却方式	—	海水冷却	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	—	海水冷却	同 左
取水方式	—	表層取水	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	—	表層取水	同 左
放水方式	—	表層放水	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	—	表層放水	同 左
冷却水使用量	m <sup>3</sup> /s	12.30	同 左	12.33	同 左	12.17	同 左	—	28.5	同 左
		合計 73.60						—	合計 57	
復水器設計 水温上昇値	℃	8.7	同 左	8.6	同 左	8.7	同 左	—	7	同 左
取放水温度差	℃	8.7以下	同 左	8.6以下	同 左	8.7以下	同 左	—	7以下	同 左
塩素等の 薬品注入 の有無	注入 方法	無						—	海水電解装置で発生させた次亜塩素酸ソーダを冷却水に注入する。	
	残留 塩素	無						—	放水口において検出されないこと。	

注：1. 1号機は平成16年、2号機は平成18年に廃止済。

2. 「—」は該当ないことを示す。

3. 残留塩素が「放水口で検出されないこと」とは、定量下限値（0.05mg/L）未満とすることを示す。

(乙8・39頁)

「最大設備稼働率での稼働時との比較を否定していない」  
(原判決 1 3 6 頁)

【原判決の誤り】

- たしかに「否定」していないが、あくまで現実の環境影響が低減（非悪化）することが簡略化の要件。
- 最大稼働時の排出量が現実の環境影響とかけ離れているケースについてまで、最大稼働時を前提とした比較を許容する趣旨ではない。

【原判決の一節】

- 「直近の稼働時と比較して現実の環境影響が低減することを求めるものではない」（原判決 1 3 7 頁）
- しかし、「直近でなくてもいい」との理由で、およそ 5 0 年前の環境影響との比較が許容されるはずはない。

「環境影響の程度を把握するに当たって、環境負荷の実績値のみを根拠としなければならない理由はない」  
(原判決 137頁)

- 【原判決の誤り】
- しかし、発電所アセス省令と合理化ガイドラインが念頭に置いているのは、あくまで旧発電所が現実にもたらしていた環境影響であり、それとの比較である。
- 環境負荷の程度を合理的に推定することが許容されるのは当然である。しかし、現実の環境影響をおよそ反映しない、架空の環境影響との比較をもとに「低減」とすることは許されない。